

生徒心得

「時を守り、場を清め、礼を正す」

1 登下校

- (1) 開門は7時30分、朝学習・予鈴8時25分、点呼は8時30分より、第1時限目を8時40分始業とする。
- (2) 下校最終時刻は16時50分とする。
ただしやむを得ぬ事情により居残る場合は担当（顧問・担任）の先生の同意を得てから「居残願」を生活指導部に提出し許可を得る。
- (3) 土曜・日曜・祭日・その他の休日の登校は認めない。ただしやむを得ぬ事情により登校する場合は、所定の願書を事前に生活指導部に提出しその許可を得る。
- (4) 長期休業中の登校については別に定める。
- (5) 登下校の際は交通規則を守ること。なお自転車通学を行う生徒は「自転車通学許可届」に所定の事項を記入し、担任を経て生活指導部に提出し許可を得る。
- (6) オートバイ・自動車による登下校は厳禁する。

2 校内生活

- (1) 常に礼儀を正しくし校舎の内外を問わず職員・来訪者はもとより、生徒相互間においても挨拶をかわすこと。
- (2) 生徒相互間の交際は常に明朗友愛を旨とし、相互の人権を尊重するとともに互の人格の向上につとめること。
- (3) 校舎の清潔を保持するため、指定の上履きを使用する。
- (4) 校舎・施設・用具は大切に正しく扱い破損・紛失の場合は担当の先生に直ちに「破損・紛失届」を提出する。なお校舎・施設・用具の使用は、各施設の使用規定に基づく。
- (5) ポスター類の掲示、ビラ類の配布、印刷物類の刊行配布を行うに当たっては生活指導部の許可を得る。
- (6) 在校時間中の外出は認めない。ただし特に外出を必要とする場合は担任の承認を得て外出許可証を提示すること。
- (7) 昼食は原則として各自が持参し、昼休み時間内にホームルーム教室でとる。

- (8) 校内校外を問わず、いかなる場合においても暴力行為は固く禁止する。
- (9) 校内校外を問わず、飲酒喫煙等の行為は厳禁する。
- (10) 「青井の授業規律」を遵守する。
- (11) 校内での選挙運動・政治的活動は禁止する。

3 校外生活

- (1) 本校の生徒としての誇りと自覚をもって行動する。
- (2) 風紀上好ましくない場所に入入りしない。
- (3) 必要があってアルバイトをする場合は、事前に保護者の許可を必ず受ける。ただし、学業や部活動、生活態度に悪い影響が出たと見なされる場合には、学校からアルバイトを制限される場合がある。
- (4) 校外で事故があった場合はすみやかに関係機関に連絡し、また、できるだけ早く学校に連絡し指導を受ける。

4 問題行動 (特別指導になる行為)

- (1) 法律等に著しく抵触する行為。
(窃盗, 恐喝, 暴力行為, 薬物等)
- (2) 飲酒 (同席を含む), 喫煙 (同席や所持を含む), バイク・車通学, 暴言, 指導無視, 授業妨害, いじめ
等他人に危害を加える行為や秩序を乱す行為。
- (3) 考査中の不正行為。
- (4) 度重なる授業の中抜けや頭髪, 服装違反行為。
- (5) SNS の不適切な使用
- (6) その他, 指導を必要とする行為。

5 願い・届け

- (1) 退学・転学・休学・復学等を希望する場合は、所定の申請書に事由を記して願い出ること。(病気等のため、休学を必要とする場合は医師の診断書を添えること。)
- (2) 転居・保護者の変更等はそのたびごとに、すみやかに届け出ること。
- (3) 遅刻・早退・欠席について

- (ア) 出席は朝の SHR でとり、それ以後を遅刻とする。遅刻したときはその理由を担当に報告する。
- (イ) 早退するときは生徒手帳にその理由を記入し、担任の許可を得る。
- (ウ) 欠席する場合は保護者を通じて、担任に連絡をとる。
- (エ) 忌引日数は次のとおりである。

- ① 父母 7日
- ② (曾) 祖父母・兄弟姉妹 3日
- ③ 伯父・伯母 (叔父・叔母) 等 1日

葬儀のため遠隔の地に旅行する必要がある場合には実際に要する往復日数を加算することができる。

- (オ) 親族の結婚式への出席は公欠に準ずる扱いとする。

(4) 出席停止について

学校保健安全法に定められた学校感染症 (P47 参照) にかかった場合は、すぐに学校 (担任、保健室) に連絡。その後、病気が治って登校する時に医師の証明書を学校に提出すること。(出席停止となる。)

- (5) 願い・届けはすべて学校に備えつけの用紙もしくは生徒手帳を利用する。

6 保健・清掃

- (1) 日頃から睡眠・食事 (栄養)・運動に気をつけ、規則正しい生活を送ろう。

自分の健康は自分で守ろう!

- (2) 清掃は各クラスの計画に従って毎日実施しよう。ゴミの分別・リサイクル等校内美化に協力しよう。

考查中の心得

- 1. 机の中は空にして、机の上には筆記用具以外のものは置かない。

筆記用具以外 (ペンケースも含む) はすべてカバンの中に入れて椅子の下に置くこと。

- 2. 机の上に落書きをしないこと。また、考查前に机上を確認し、不審な落書きがある場合は監督に申し出ること。

- 3. 携帯電話等は、電源を切り、ロッカーまたはカバンの中にしまっておくこと。

- 4. 筆記用具の貸し借りはしないこと。やむを得ない時は、監督の許可を得ること。

5. 下敷きは原則として使用しないこと。やむを得ない時は、監督の許可を得ること。
6. 問題が不明な時は、手をあげて、監督に尋ねること。(ただし、問題の内容にふれるものではないこと。)
7. 考査中の途中退室は認められない。やむを得ずトイレ等で退出する場合は監督の許可を得たうえで退出し、速やかに教室に戻ることに。ただし、答案はその場で回収される。
8. 考査中の腕時計の着用、私語、教員の指示に従わないなどの行為は不正行為と見なす。
9. 不正行為、あるいはその疑いを受ける行為は絶対にしない。考査中に不正行為があった場合は、該当科目を、0点とする。

服装のきまり

- (1) 特に指示された場合を除いては、本校指定の制服を着用する。
- (2) 本校指定の制服

冬服 (10/1～5/31) 夏服 (6/1～9/30)

男 子	
上着	グレー シングルブレザー 3つボタン 徽章
スラックス	グレーベース チェック
ネクタイ	紺ベース ストライプ
セーター	白・紺ベース Vネック
ベスト	サックスライン

女 子	
上着	グレー シングルブレザー 3つボタン 徽章
スカート	紺ベース チェック
スラックス	チャコールグレー
リボン	紺ベース ストライプ

ネクタイ	
セーター	白・紺ベース Vネック
ベスト	サックスライン

*ただし、夏服では上着，ネクタイあるいはリボンを着用しなくてもよい。

*女子は、女子用のスラックスを着用しても構わない。

- (3) 防寒のためのコートやジャンパーを制服の上着の上に着用することを認める。
- (4) ワイシャツの色は白のみとし、裾はズボン（スカート）の中に入れること。また、制服の加工は禁止。
- (5) 教科等の必要に応じて服装を指定するときは必ずこれを着用する。
- (6) 頭髪，まつげに手を加えること（脱色，染色，エクステンション，パーマなど）は認めない。
- (7) ピアスの着用および化粧は認めない。
- (8) 通学用靴は革靴，運動靴とし、校内では指定された上履きを使用する。ただし、体育館では体育館履きを使用する。
- (9) スカートの下にジャージやスウェット等を着用することは認めない。
- (10) 本規定以外の服装をする場合は保護者の同意を得て「異装願」をホームルーム担任を経て生活指導部に提出し許可を得る。